

架装物の安全点検制度

2017年4月

一般社団法人日本自動車車体工業会

1. 背景と目的

当会会員が製作する架装物は、車両でありながら車検の対象外であるため、架装物の点検整備実施率が低く、経年劣化や未整備に伴う事故や故障が発生し、人的災害や車両の稼働率が低下し、お客様の業務に支障をきたしている。

また、会員あるいは架装物の種類によって、点検整備への取組みに違いがあること、および一会員の取組みだけでは、お客さまに対して点検整備の重要性・必要性などの訴求力が弱い面がある。

そのためお客様に安全に安心して長く架装物をお使いいただくために、当会として共通の制度を制定し、あわせて理解・告知活動を通じて点検整備の普及に取り組んでいく。

最終的にはお客様にとって点検整備は必要であるという社会的認識に至ることを目的とする。

2. 車工会の活動

- ・当会として、当会パンフレット、ホームページを通じて点検整備の重要性・必要性の告知活動を推進するとともに、関係官公庁、関連団体と連携して告知活動を実施する。
- ・当会会員はお客さまとの接点を通じ、架装物の点検整備の重要性・必要性を伝えるとともに、点検整備活動を実施する。

3. 点検部位および点検時期

- ・重大事故につながる部位および機能低下につながる部位を点検対象部位とする。具体的には各製品で作成される点検表に記載する。
- ・点検時期は初度登録より1年ごととする。

4. 制度適用届出および要件

- ・部会が定めた制度対象製品（架装物）に基づき、当会会員が事務局に届出する。
- ・部会が定めた製品以外の場合は、あらかじめ部会にて制度対象とするかの審議を図り決定する。
- ・会員各社は、点検実施場所を整備したうえで、「ツール」を事前に準備し、届出書に「ツール」が揃っていることを宣言する。
- ・会員各社からの製品の届出に基づき、事務局が制度実施会社名と製品名を登録する。
- ・登録した製品を非対象とする場合は、会員各社からの届出に基づき、事務局が登録解除する
- ・上記申請は随時とする。
- ・当会ホームページで制度適用製品と制度実施会社名を公開する。

- ・上記「ツール」とは点検表、点検実施要領書、点検整備実施記録簿を指す。なお、「ツール」作成に当たっては、各製品部会・分科会にて製品ごとに統一することが望ましいが、構造・設計思想・部品名も違うことから、現状各社にて使用しているツールでも良い。
- ・点検表は、車載し製品使用者及び点検実施者が使えるようにすること。
- ・点検実施要領書及び点検整備実施記録簿は、点検実施者が使えるようにすること。

5. 対象車

- ・2017年度以降の特装部会、トラック部会、バン部会が扱う新規架装・登録車
- ・特装部会で定めた年次検査・点検を運用中の使用過程車（新制度への移行）

6. 「点検制度適用車」及び「架装物年次点検済」 J A B I Aステッカー

- ・新制度運用開始後、制度対象車の出荷時に「点検制度適用車」 J A B I Aステッカーを貼る。貼付位置は架装物の目立つ部位とする。
- ・「点検制度適用車」 J A B I Aステッカーを以下に示す。（生地色は白色）
- ・新車保証1年間を記載有無の2種類のステッカーを設定した。各社の都合に合わせて選択する。



- ・定期点検表に基づき点検を実施した場合は、当該車両に「架装物年次点検済」 J A B I Aステッカーを貼る。貼付位置は架装物の目立つ部位とする。
- ・「架装物年次点検済」 J A B I Aステッカーを以下に示す。



- ・「架装物年次点検済」 J A B I Aステッカーの生地色は年によって異なる。(3年サイクル) 2017年(黄色)、2018年(水色)、2019年(黄緑色)、2020年(黄色)、2021年(水色)・・・
- ・「架装物年次点検済」ステッカーに、点検実施した工場名と次回点検実施年月を記入する。
- ・貼付した「架装物年次点検済」ステッカーのシリアル番号を、点検整備実施記録簿に記入し、記録簿の写しを保管する。
- ・会員各社は「架装物年次点検済」 J A B I Aステッカーを厳重に管理すること。また、点検未実施および不十分な点検車に貼り付けることは厳禁とする。
- ・会員各社は「架装物年次点検済」 J A B I Aステッカーの使用実績を会員会社ごとに年1回(5月)事務局に報告する。
- ・使用実績は、製品ごとの使用枚数が望ましいが、会員各社の使用枚数でも良い。
- ・「点検制度適用車」及び「架装物年次点検済」 J A B I Aステッカーは、車工会事務局を通じ購入する。
- ・「点検制度適用車」及び「架装物年次点検済」 J A B I Aステッカーの大きさは、縦49mm×横150mm。

7. 点検整備活動

- ・点検整備を実施していく際、各場面ごとで必要となるツールなどの運用方法等を、「架装物の安全点検制度 運用ガイドライン」に解説する。

8. 点検制度対象製品(架装物)

- ・別紙に本制度対象製品を記載する。

以上

別紙 点検制度対象製品（架装物）一覧表

| 車体形状 | 製品名 | |
|---------------------|----------------|-------|
| ダンプ | 大型リヤダンプ | |
| ダンプ | 中型リヤダンプ | |
| ダンプ | 小型リヤダンプ | |
| ダンプ | 軽ダンプ | |
| ダンプ | トレーラダンプ | |
| ダンプ | 三転（二転・サイド）ダンプ | |
| ダンプ | ローダダンプ（建機運搬兼用） | |
| タンク車 | タンクローリ | 石油類 |
| タンク車 | タンクローリ | 毒劇物 |
| 散水車、 給水車 or タンク車 | タンクローリ | 散水・給水 |
| タンク車 | タンクローリ | 食品 |
| コンクリートミキサ車 | トラックミキサ車 | アジテータ |
| 粉粒体運搬車 | エア式粉粒体運搬車 | |
| 粉粒体運搬車 | スクリュウ式粉粒体運搬車 | |
| トラクタ | 粉粒体運搬車用トラクタ | |
| 塵芥車 | 機械式塵芥車 | |
| 糞尿車 | 衛生車 | |
| 清掃車 | 洗浄車 | |
| 清掃車 | 汚泥吸排車 | |
| 清掃車 | 強力吸引作業車 | |
| 清掃車 | 路面清掃車 | |
| 脱着装置付コンテナ専用車 | 脱着車 | キャリア |
| キャブオーバー | 普通型あおり | |
| キャブオーバー | 深あおり | |
| キャブオーバー | 車輛運搬車 | 1台積 |
| バン | ドライバン | |
| 冷蔵冷凍車 | 冷凍車 | |
| 冷蔵冷凍車 | 保冷車 | |
| バン | ウイング | |
| 冷蔵冷凍車、バン キャブオーバー | テールゲートリフタ | |

経年品質保証WG委員

| | | |
|-----------------|--------------|-----------------|
| 座長 | 新明和工業(株) | 山上 正 |
| 委員 | 極東開発工業(株) | 原田 修 |
| | 京成自動車工業(株) | 平野 雅宏 |
| | 新明和工業(株) | 池上 慎也 |
| | 須河車体(株) | 小西 秀和 |
| | (株)竹内ボデー工場 | 竹内 康順 |
| | 東邦車輛(株) | 宮澤 正幸 |
| | トヨタ自動車東日本(株) | 大竹 克幸 |
| | (株)トランテックス | 坂野 節雄 |
| | 日産車体(株) | 中西 弘幸 |
| | 日本トレクス(株) | 竹下 敏保 |
| | 日本フルハーフ(株) | 金谷 義夫 |
| | 日本フルハーフ(株) | 小森 武史 |
| | 日本フルハーフ(株) | 松木 浩二 |
| | (株)パプコ | 安倍 信吉 |
| | 山田車体工業(株) | 酒井 安広 |
| | 事務局 | (一社) 日本自動車車体工業会 |
| (一社) 日本自動車車体工業会 | | 清水 正之 |

制定期日 2017年4月

一般社団法人 日本自動車車体工業会 発行
(〒105-0012 東京都港区芝大門1丁目1番30号)